

奈良県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を「」に公布する。

平成二十八年三月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

## 奈良県条例第六十一号

奈良県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例  
奈良県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成二十四年十二月奈良県  
条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第四十六条第五項第二号の表二階の部避難用の項及び三階の部避難用の項中「同条第  
三項第二号、第三号及び第九号」を「同条第三項第三号、第四号及び第十号」に改め、  
同表四階以上の部避難用の項中「外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備  
(同条第三項第一号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効  
に排煙することができると認められるものに限る。)を有する付室」を「付室（階段室  
が同条第三項第二号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有する  
ものに限る。）」に、「同条第三項第二号、第三号及び第九号」を「同条第三項第三号、  
第四号及び第十号」に改める。

第五十五条第二項第五号、第六十一条第九号及び第一百三条第八号中「中学校」の下に  
「、義務教育学校」を加える。

附則に次の見出し及び四条を加える。

### （保育所の職員配置に係る特例）

**第十三条** 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法  
(平成二十四年法律第六十五号)第二十七条第一項の確認を受けたものに限る。)又  
は家庭的保育事業等（法第二十四条第二項に規定する家庭的保育事業等をいう。）が  
不足している事情に鑑み、当分の間、第四十八条第二項ただし書の規定を適用しない  
ことができる。この場合において、同項本文の規定により必要な保育士が一人となる  
時は、当該保育士に加えて、知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者  
を置かなければならない。

**第十四条** 前条の事情に鑑み、当分の間、第四十八条第二項に規定する保育士の数の算  
定については、幼稚園教諭、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状（教育職員免許法  
(昭和二十四年法律第百四十七号)第四条第二項に規定する普通免許状をいう。)を

有する者を、保育士とみなすことができる。

**第十五条** 附則第十三条の事情に鑑み、当分の間、一日につき八時間を超えて開所する保育所において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が、当該保育所に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第四十八条第二項に規定する保育士の数の算定については、知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならぬ保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。

**第十六条** 前二条の規定を適用するときは、保育士（法第十八条の十八第一項の登録を受けた者をいい、附則第七条又は前二条の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、保育士の数（前二条の規定の適用がないとした場合の第四十八条第二項の規定により算定されるものをいう。）の三分の二以上、置かなければならない。

#### 附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第五十五条第二項第五号、第六十一条第九号及び第一百三条第八号の改正規定並びに附則に次の見出し及び四条を加える改正規定 平成二十八年四月一日
- 二 前号に掲げる規定以外の規定 平成二十八年六月一日